

# 第1章 総論

## I はじめに

### 1 計画策定の趣旨

### 2 計画の性格

### 3 計画の期間

## II 教育を取り巻く社会の動向

## III 北本の教育の課題

## IV 北本の教育の基本的な考え方

### 1 基本理念

### 2 基本目標

## I はじめに

### 1 計画策定の趣旨

戦後の復興から高度経済成長期やバブル期などへの各々の転換期を経て、我々の生活は経済的、物質的に豊かで便利になった一方で、都市化や核家族化の進行、高齢化や高度情報化の進展などが大きく社会に影響を与え、地域のコミュニケーションの希薄化が指摘されてきました。

そのような折、平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、我が国に未曾有の災害がもたらされました。その復興への取組や現地の1日でも早い復旧を願う気持ちは、人と人との強いつながり、他者への思いやり、人々の助け合いに表れ、人と人との絆が大きく見直されました。いつの時代にあっても重要なのは、人としての豊かな心です。未来を積極的に切り拓いていく人間の育成に力を入れていくことは、活力ある社会を構築する上で必要不可欠なことです。

北本市では、昭和54年に北本市総合振興計画<sup>\*</sup>を策定し、理想とする都市像を「緑にかこまれた健康な文化都市」としました。現在、北本市では、平成18年度から平成27年度までの基本構想を定めた第4次北本市総合振興計画を策定するとともに、平成24年度から平成27年度までの後期基本計画を策定し、施策を推進しているところです。

一方、国においては、平成18年（2006年）12月に、制定から約60年を経て教育基本法が改正されました。この改正教育基本法では、新しい時代にふさわしい教育の実現のため、個人の尊厳などの普遍的な理念や、道徳心、自立心、公共の精神といった、今後重視すべき理念が明確に示されました。同時に、これらの理念の実現に向け、国は教育振興基本計画を策定するとともに、地方公共団体においても、地域の実情に応じた教育振興基本計画を定めるよう努めなければならないと規定されました。

このため、改正教育基本法やこれに基づく国や埼玉県教育振興基本計画の策定を受け、北本市における教育振興のための中長期的視点から取り組むべき施策の体系を明らかにし、着実に推進していくことが求められています。北本市教育振興基本計画は、こうした背景の中、教育基本法第17条第2項の規定に基づく北本市における「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として定めるものです。

計画における北本市の教育が目指す理念としては、おおむね10年先を見通して設定し、この理念を踏まえて、今後5年間に取り組む北本の教育の基本目標と施策の体系を示すものとします。

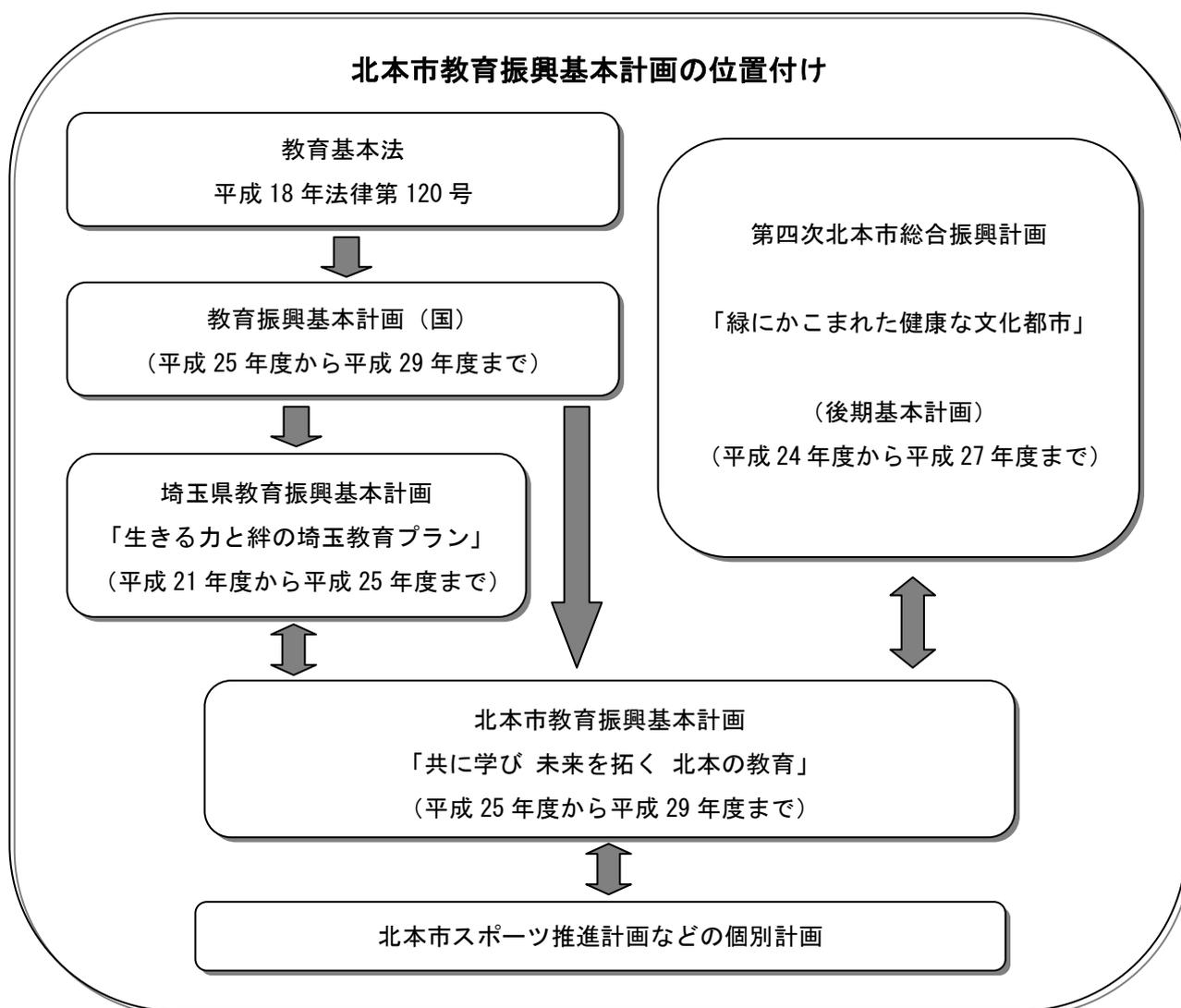
## 2 計画の性格

### (1) 北本市の教育振興基本計画

教育基本法第17条第2項に基づく教育振興基本計画として、平成20年7月に策定された国の教育振興基本計画（平成20～24年度）及び策定作業を進めている国の教育振興基本計画（平成25～平成29年度）の状況並びに平成21年2月に策定された埼玉県教育振興基本計画（平成21～25年度）を参考にしつつ、北本市教育の振興を図るために定める基本的な計画です。

### (2) 「第四次北本市総合振興計画」を踏まえた教育分野の計画

北本市全般の総合的な計画である「第四次北本市総合振興計画」<sup>\*</sup>を踏まえた、教育行政分野における計画です。



### 3 計画の期間

平成25年度（2013年度）から平成29年度（2017年度）までの5年間です。

[参考]

教育基本法 抜粋

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び構すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。



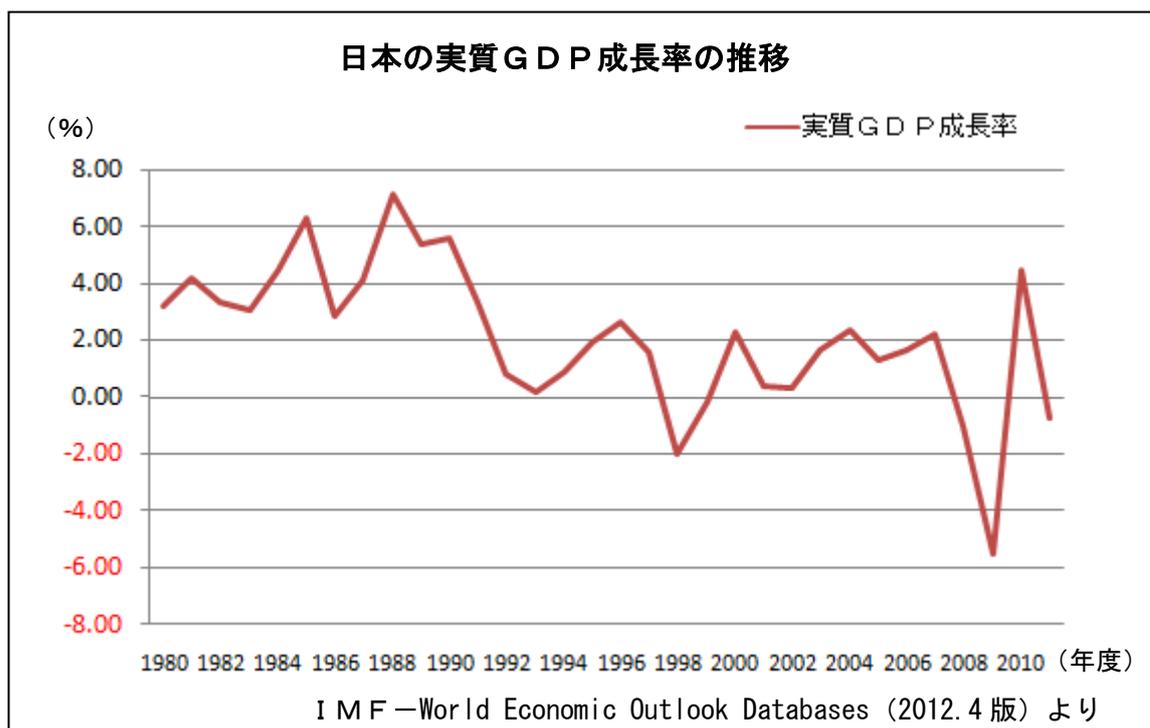
## II 教育を取り巻く社会の動向

教育を取り巻く社会の動向として、(1) 不透明な経済状況 (2) 人口減少・超高齢社会<sup>\*</sup>の到来、(3) グローバル化<sup>\*</sup>、(4) 高度情報化、(5) 防災意識の向上、(6) 環境・資源問題の深刻化、(7) 地方分権化、(8) 地域のコミュニケーションの希薄化 があげられます。

### (1) 不透明な経済状況

世界的な経済危機や金融不安から海外経済の減速傾向が強まり、円高の長期化など国内経済において深刻な状況が続いています。

国は、世界的な金融市場の混乱やそれに伴う景気後退に対応するため、経済対策として「生活対策」、「経済対策」、「地域活性化」等の予算を計上し、複数年度にわたって実施する事業を展開していますが、依然として厳しい経済状況が続いています。



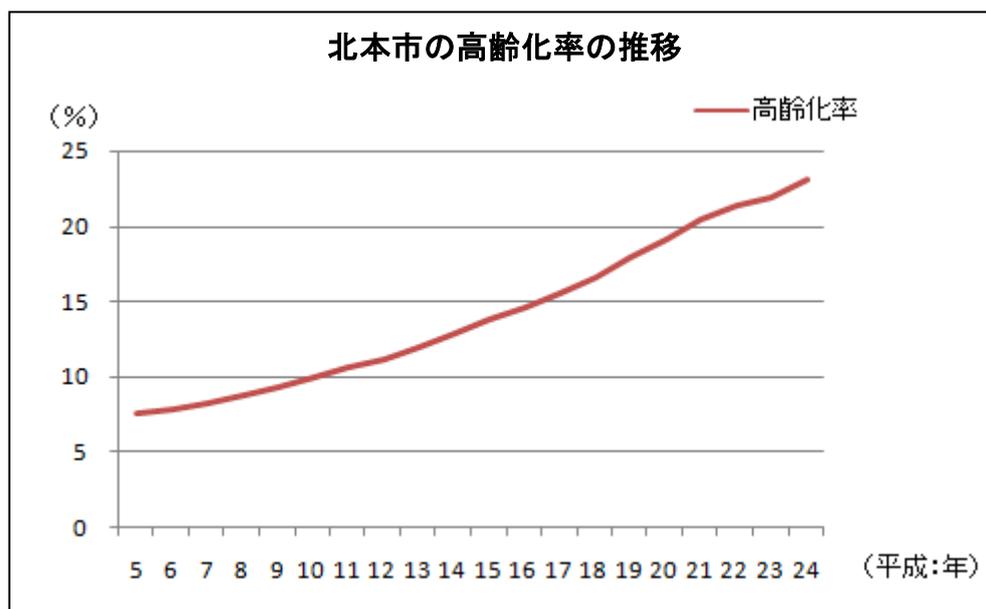
※実質GDPとは、すべての商品・サービスに対しその年の生産数量に市場価格を掛けて算出した金額の合計（名目GDP）から物価変動の影響を除いたものです。

## (2) 人口減少・超高齢社会の到来

わが国の総人口は、平成16年をピークに平成17年から減少を続けています。北本市では、近年7万人弱で人口が推移していますが、国の総人口の減少と同様に人口が減少することも予想されています。

少子化や高齢化も、急速に進んでおり、北本市における高齢化率<sup>\*</sup>は平成5年には7.6%でしたが、平成24年(2012年)では23.0%に達しており、今後、さらに高齢化が進む見込みです。

このような人口減少・超高齢社会<sup>\*</sup>を迎えた今、熟年世代から若者まで、すべての人が生涯にわたって様々な分野でそれぞれの役割や能力を発揮し、北本市の活力を維持、拡大していく必要があります。

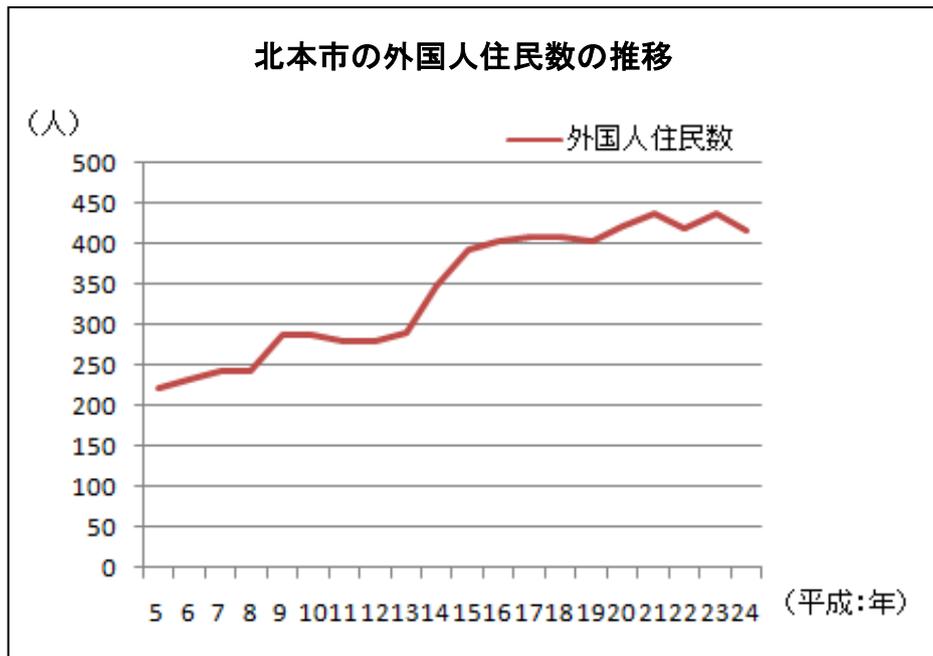


## (3) グローバル化

国レベルでは、国内企業のグローバルな活動が進展する一方で、規制緩和等に伴い外資系企業の国内進出が増加しています。国際競争がさらに激しさを増すとともに、情報や通信に関する技術(いわゆる「ICT」<sup>\*</sup>)の進展もあり、あらゆる分野で国境を越えた相互依存関係が加速している状況です。

このような社会・経済面でのグローバル化<sup>\*</sup>の中で、国際的な視野をもち、世界に通用する人材や産業を育成することが求められています。

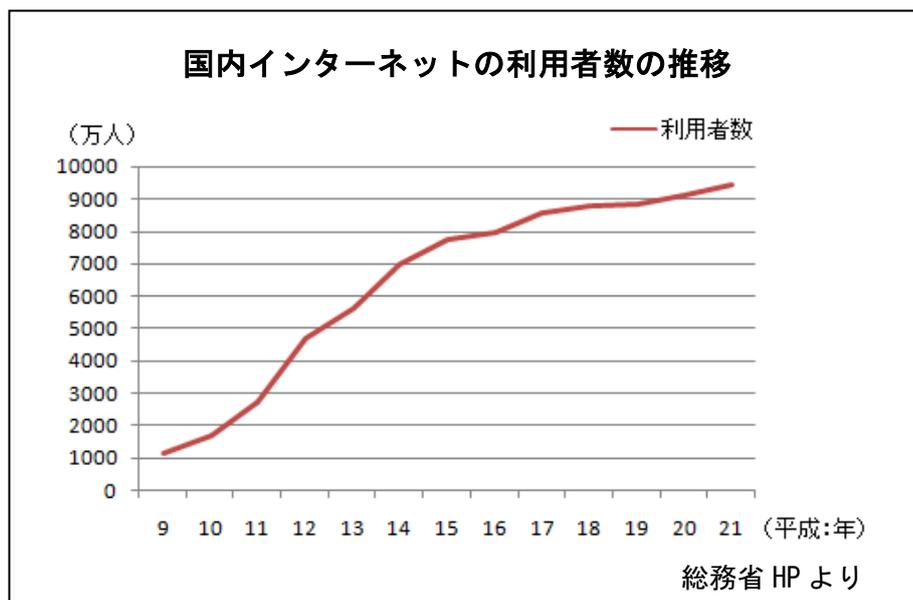
また、外国籍の市民も増加し、多文化間の共生が強く求められるようになってい



#### (4) 高度情報化\*

ICTの普及と発達が飛躍的に進んでいます。ICTと様々な知識や技術を高度に結び付けていく「知識集約型」の産業構造への転換が進んでいる中、新しい産業社会を支える人材の育成が必要です。

ICTの活用により、情報・知識の共有化をはじめ、人々のコミュニケーションの活発化などが期待される一方で、サイバー犯罪の多発に示されるように、情報セキュリティや情報モラルの確保などの対応が必要です。



## (5) 防災意識の向上

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴って発生した津波及びその後の余震により引き起こされた東日本大震災を受け、国全体で防災に対する意識が高まっています。

国では、防災基本計画の一部修正を行い、東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化、最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しを行いました。

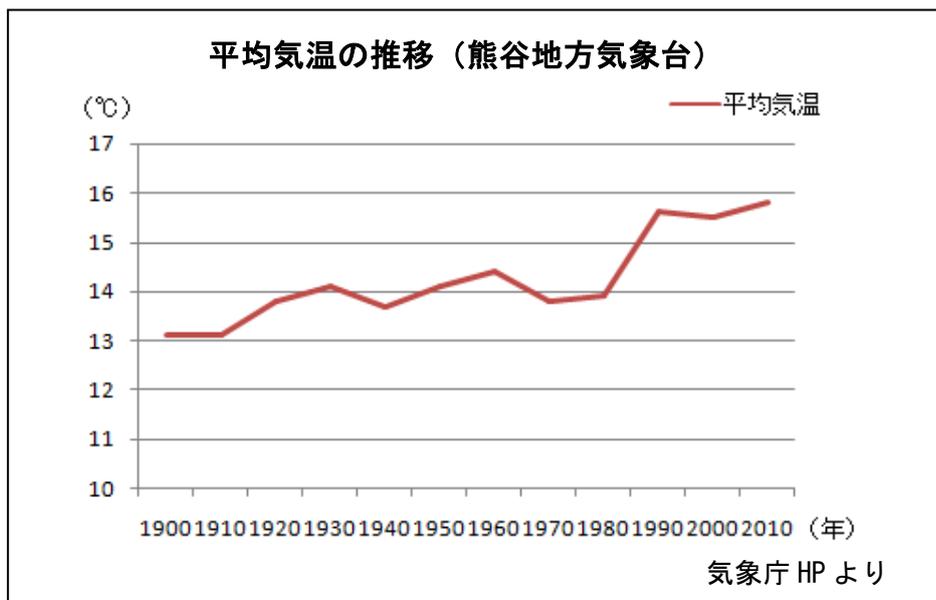
北本市においては、安全に学ぶことができる施設設備の改修や災害時に迅速に対応ができる防災体制の整備が必要です。

## (6) 環境・資源問題の深刻化

地球温暖化が急速に進み、二酸化炭素など温室効果ガスの排出削減が喫緊の課題となっており、個人レベルの生活のあり方を見直しも求められています。平成19年8月16日には、熊谷市で40.9℃の国内最高気温を記録するなど、地球温暖化への市民の関心も高まっています。

また、東日本大震災を受けて、火力や原子力など、使用するエネルギーの選択問題について国民の関心が高まっています。

さらに、地球規模では、食糧・エネルギー問題など人類全体で取り組まなければならない問題が深刻化しています。地球規模での持続可能な社会の構築を目指して、人類の英知を結集した対応が重要です。



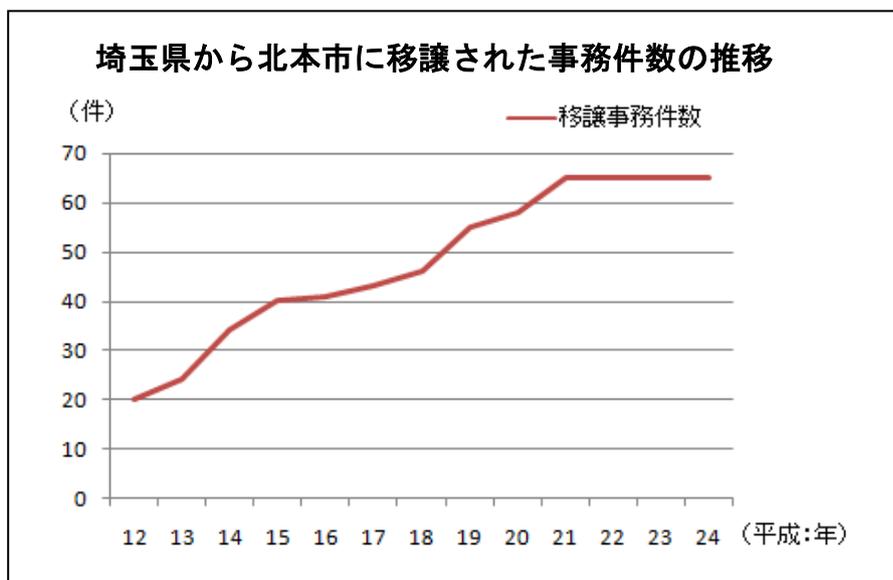
## (7) 地方分権化

平成12年（2000年）に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が施行され、国と地方との関係は対等・協力の関係になりました。

また、埼玉県内においては市町村合併が進み、平成13年（2001年）4月に92あった市町村は、平成24年4月1日現在、63となっています。

地方が知恵を絞り自らもつ資源を最大限に生かしながら、それぞれの地域にあった発展を目指していく時代になっています。教育の分野においても、現場に最も近い市町村が主体性を発揮することが求められています。

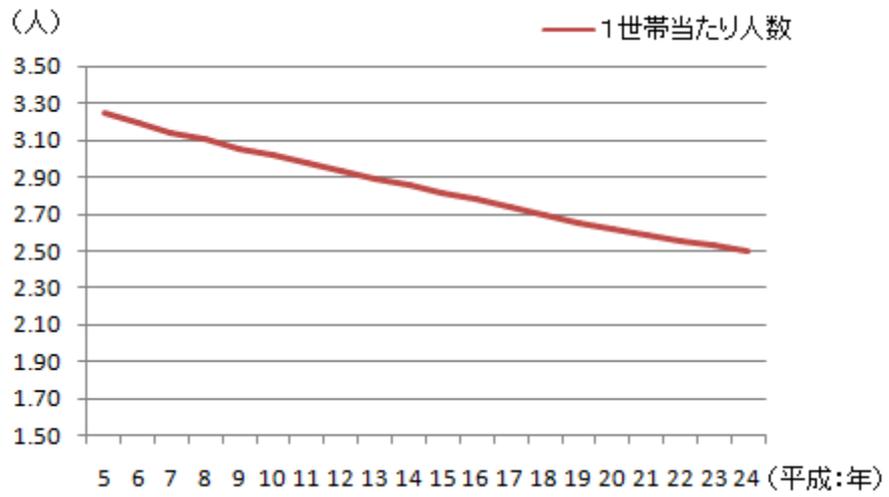
北本市では、未来を担う子どもたちの教育を積極的に進め、教育先進都市の実現を推進します。



## (8) 地域のコミュニケーションの希薄化

核家族化や都市化の一層の進展により、子どもたちの生活において、地域社会との結び付きが弱まるなど、子どもたちを取り巻く生活環境が大きく変化してきています。北本市においても、近年人口が減少傾向の中、世帯数は増えており、核家族化や単身世帯の増加傾向が見られ、地域のコミュニケーションの希薄化が進んでいます。こうした中、全国的に、子どもが被害者となる犯罪や子どもが巻き込まれる交通事故など、子どもたちの安全にかかわる問題が発生しており、その防止に向けた対応が必要です。

### 北本市の1世帯当たり人数の推移



### Ⅲ 北本の教育の課題

教育を取り巻く社会の動向を背景に、北本市の教育の課題として、(1) 確かな学力と自立する力、(2) 心や体、(3) 学校教育、(4) 家庭や地域の教育、(5) 生涯学習やスポーツ の5つに大きく整理することができます。

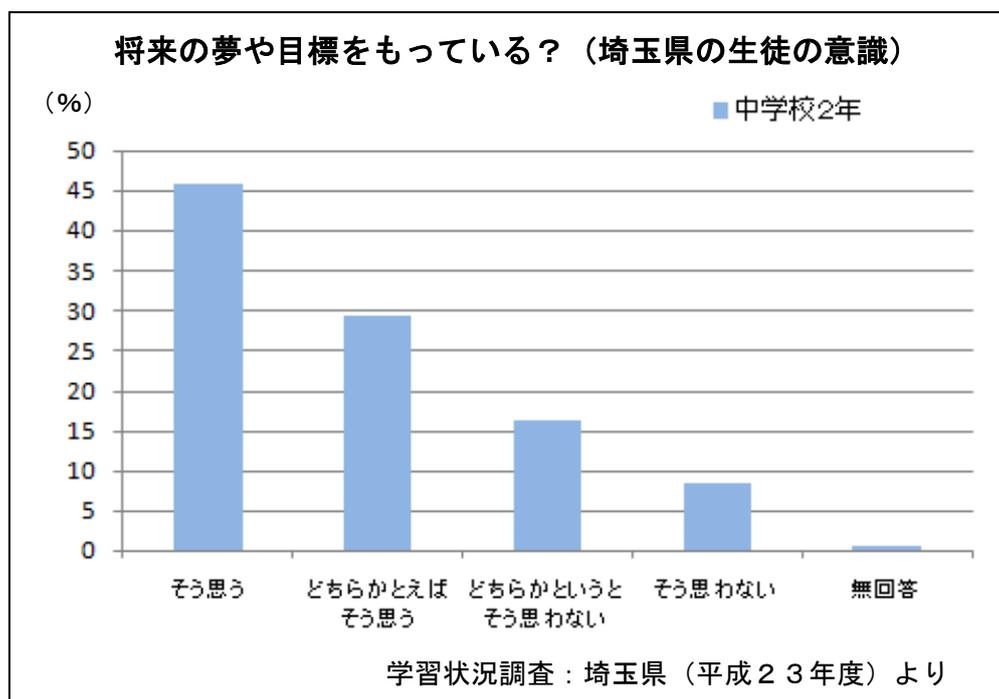
#### (1) 確かな学力と自立する力について

##### ■ 生きる力の育成

これからの社会を担っていく子どもたちにとって、習得した知識や技能をどのように活用するかが今まで以上に重要です。

また、不測の事態に対応できる力など、困難な中であってもその状況を的確に捉えて自ら考え行動できる力を育成することも求められています。

これからは時代の変化に対応していく生きる力を身に付けることが大切です。

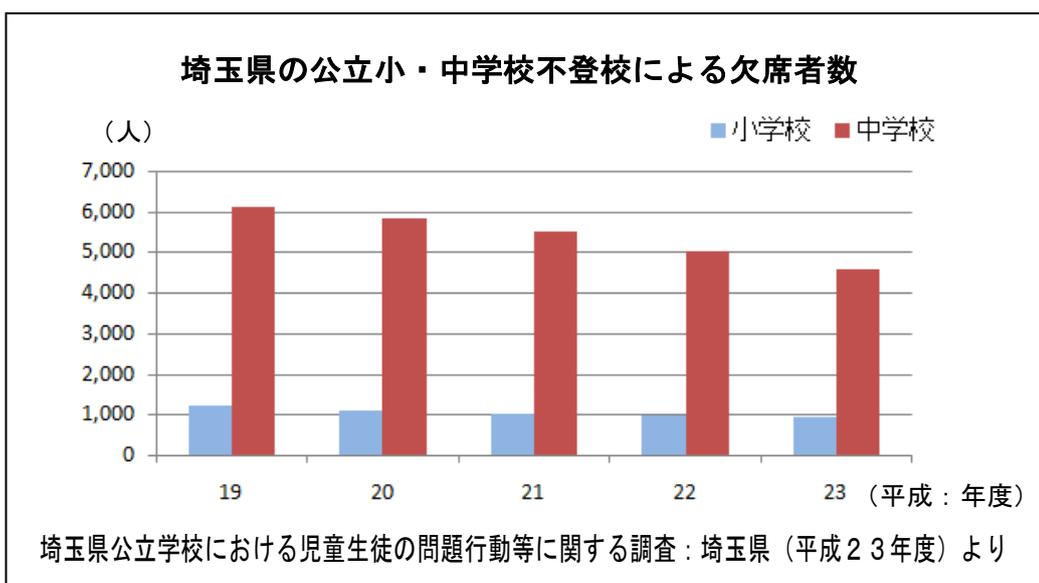
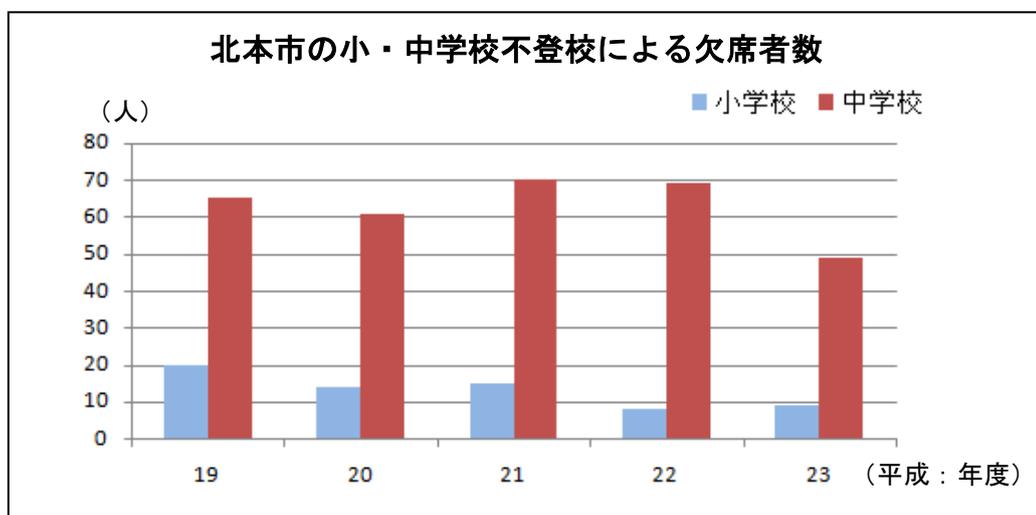


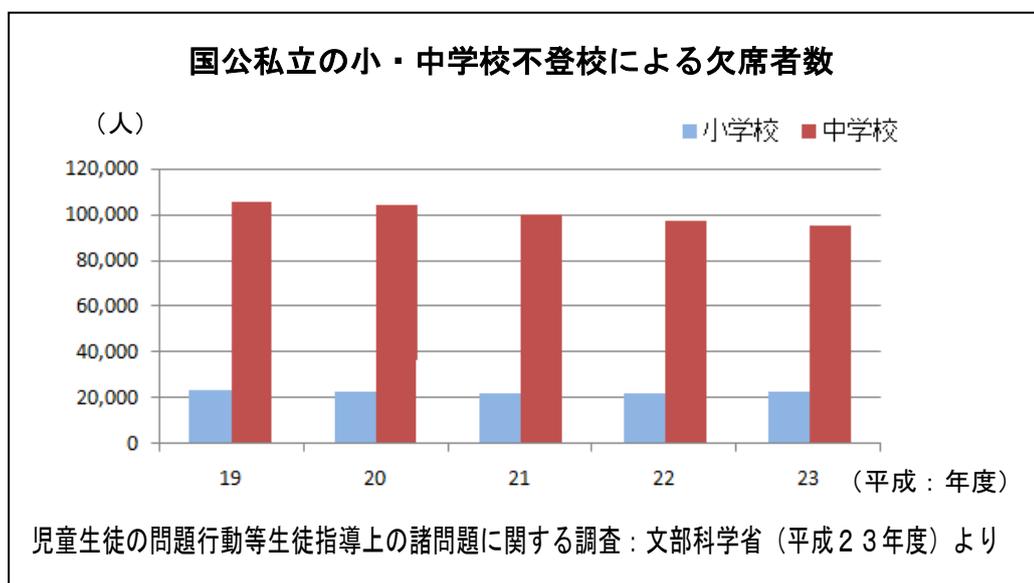
## (2) 心や体について

### ■ 不登校児童生徒の解消

不登校により、子どもたちの「確かな学力」や「体力」、「社会性（人間関係）」を身に付ける機会は少なくなります。また、不登校は、将来の引きこもりやニートなどの増大にもつながることが懸念されます。

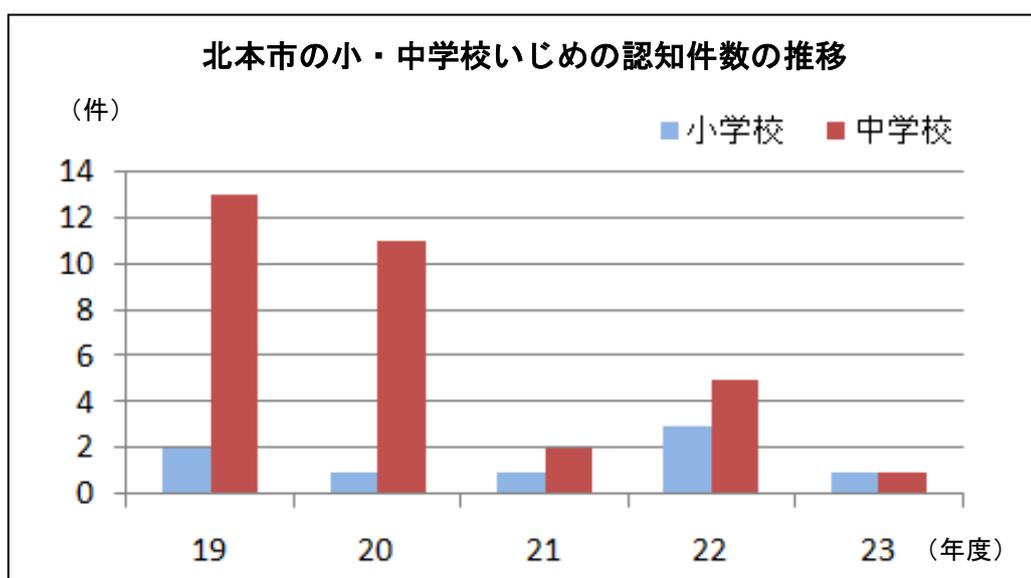
北本市の不登校児童生徒数は、国や県の状況と同様に推移しており、特に中学校における不登校の解消が課題です。

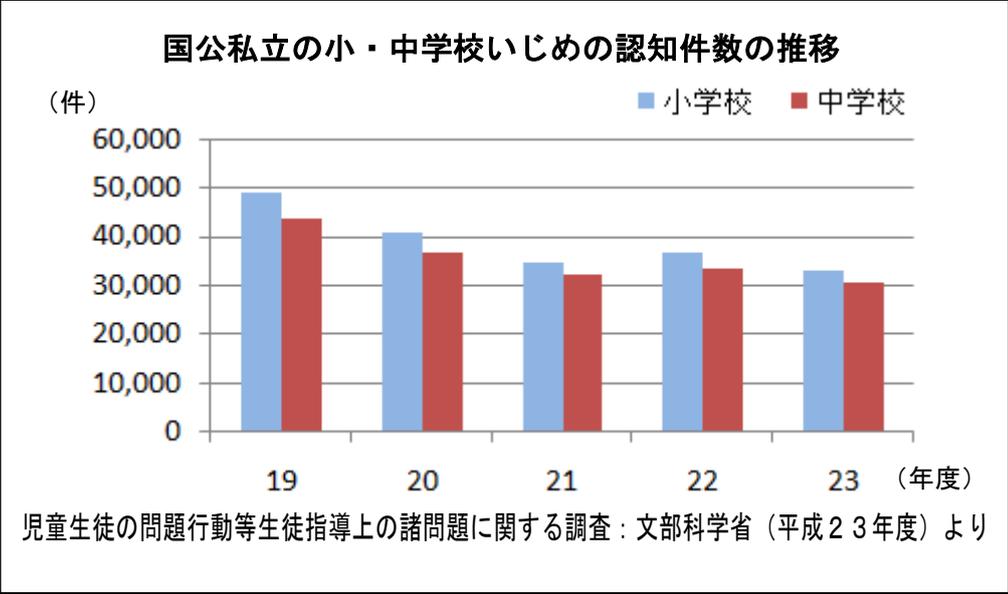
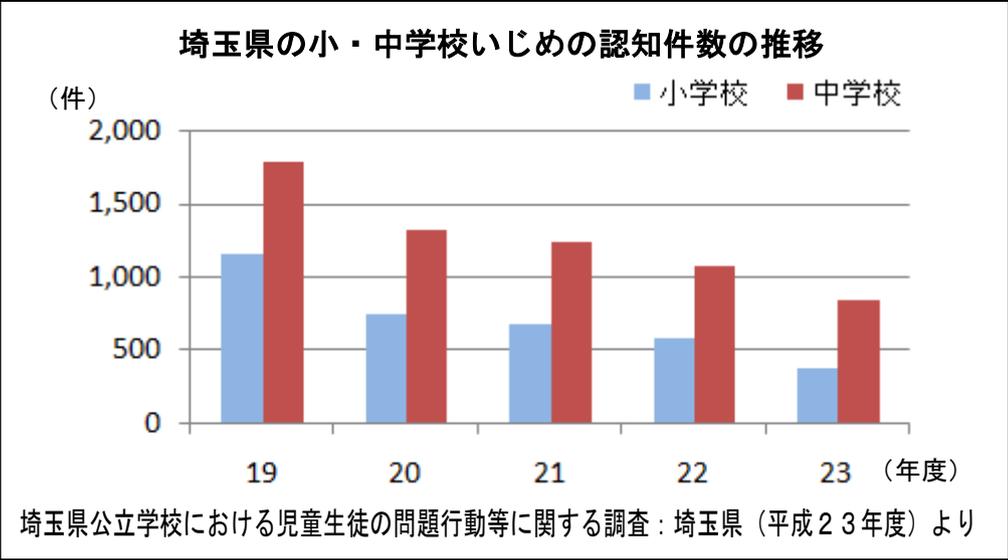




## ■ いじめの解消

被害者を一方的に苦しめる「いじめ<sup>\*</sup>」は、国や県の認知件数と比べても、近年減少傾向にあります。どの学校でも起こると認識した上で、早期発見、早期解消が重要です。近年、携帯電話などが普及し、児童生徒の所持率が年々高くなっていくことによって、ネットいじめなど、加害者が特定できないケースが発生することが懸念されます。

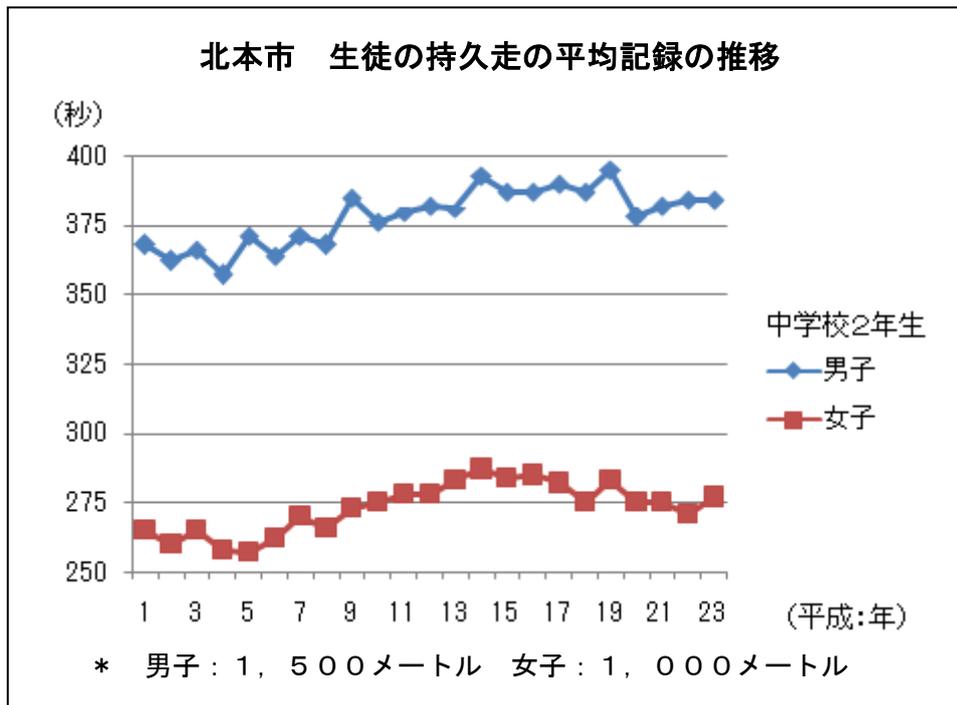




## ■ 子どもの体力の向上

社会や生活環境の変化に伴い、子どもたちの体力は依然低下・低迷傾向がみられます。

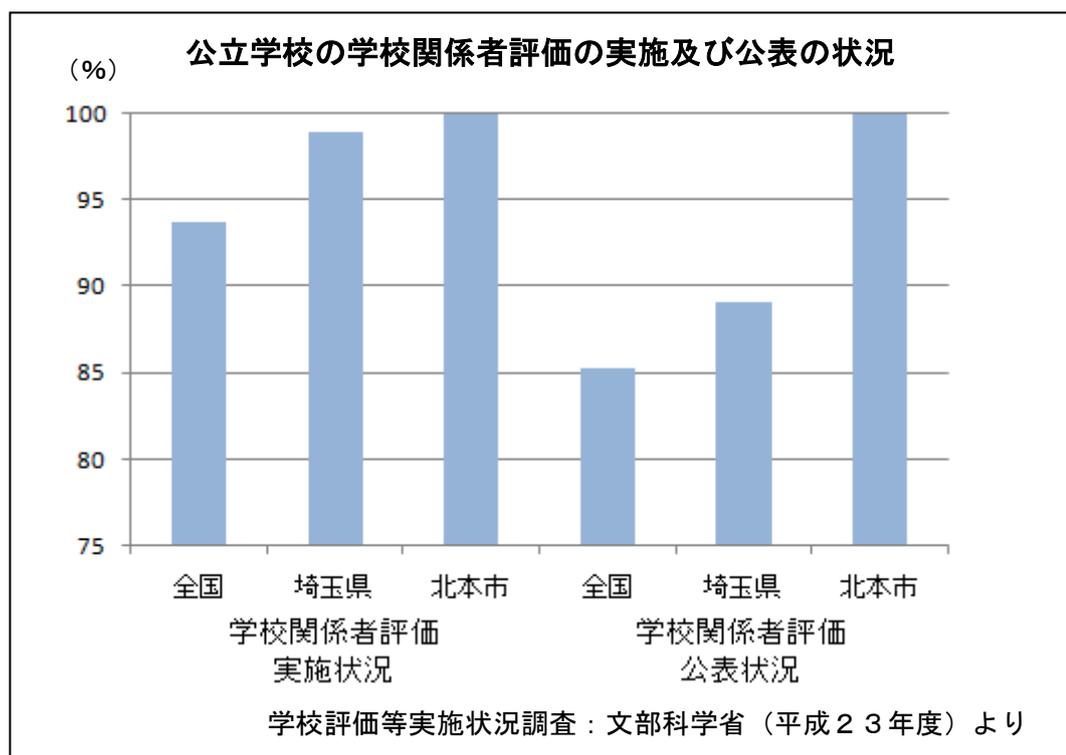
人間の活動の源であり、生涯にわたり健康な生活を営む上でも、物事に取り組む意欲や気力など、精神面の充実にも深くかかわっている体力を向上させることが課題です。



### (3) 学校教育について

#### ■ 学校運営の改善

学校の様々な課題解決のために、教職員一人ひとりが学校運営に参画し、組織的な体制を強化することが必要です。また、保護者や地域に対して、開かれた学校づくりを進めるために、\*学校において自己評価を行うとともに、保護者や地域住民などによる学校関係者評価を実施し、その結果を公表して、学校運営の改善を図ることが重要です。



※学校関係者評価の公表状況は、学校関係者評価を実施した学校数に占める公表の割合を示します。

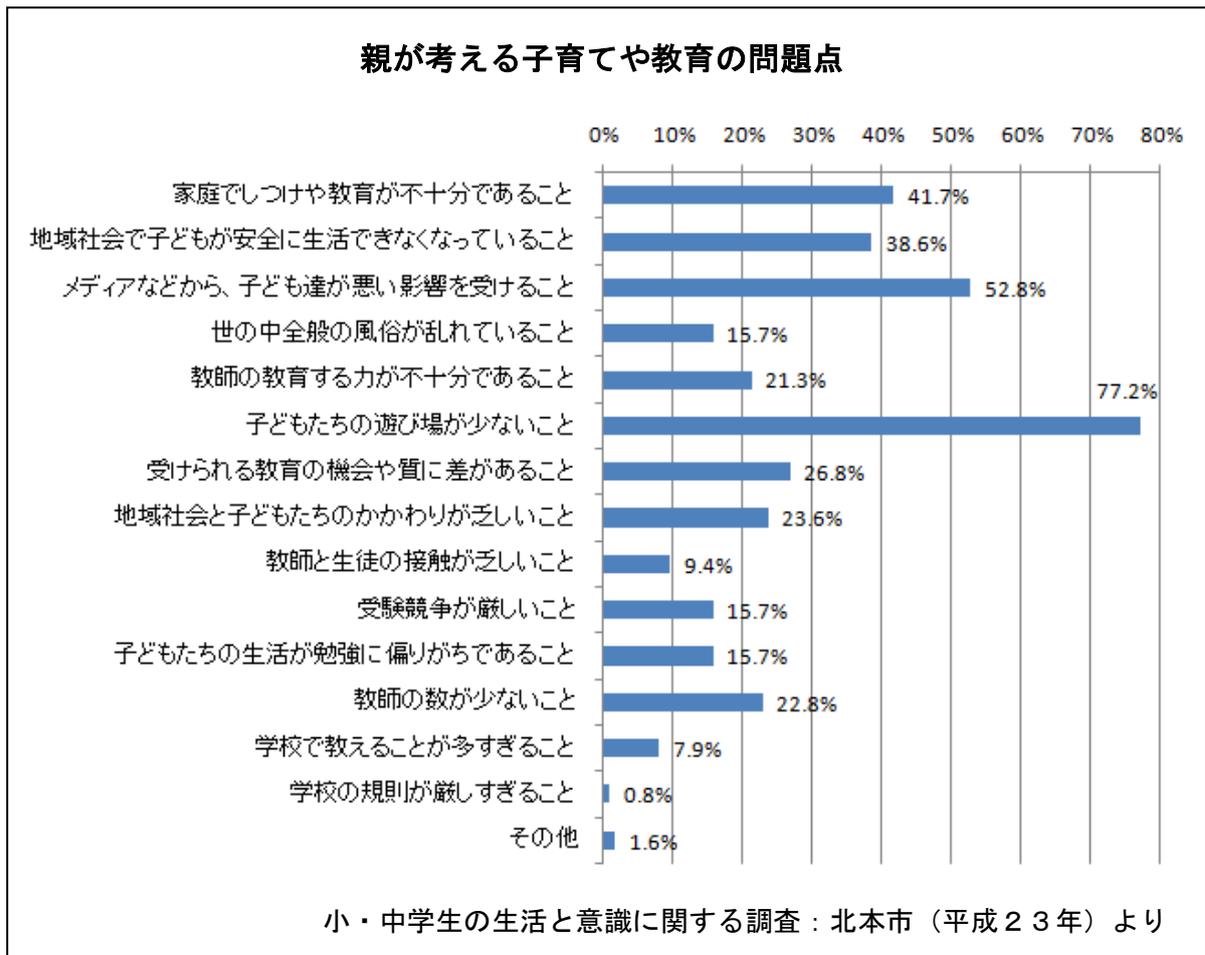
※学校の自己評価の実施及びその公表は法令上の義務、学校関係者評価の実施及びその公表は法令上の努力義務となっています。



#### (4) 家庭や地域の教育について

##### ■ 家庭・地域の教育力の向上

保護者は、地域の出来事に関心をもっていますが、近所づきあいは多くなく、地域の行事への参加意識も低いのが現状です。地域の結び付きを深め、子どもに対する家庭・地域の教育力を高めることが課題です。

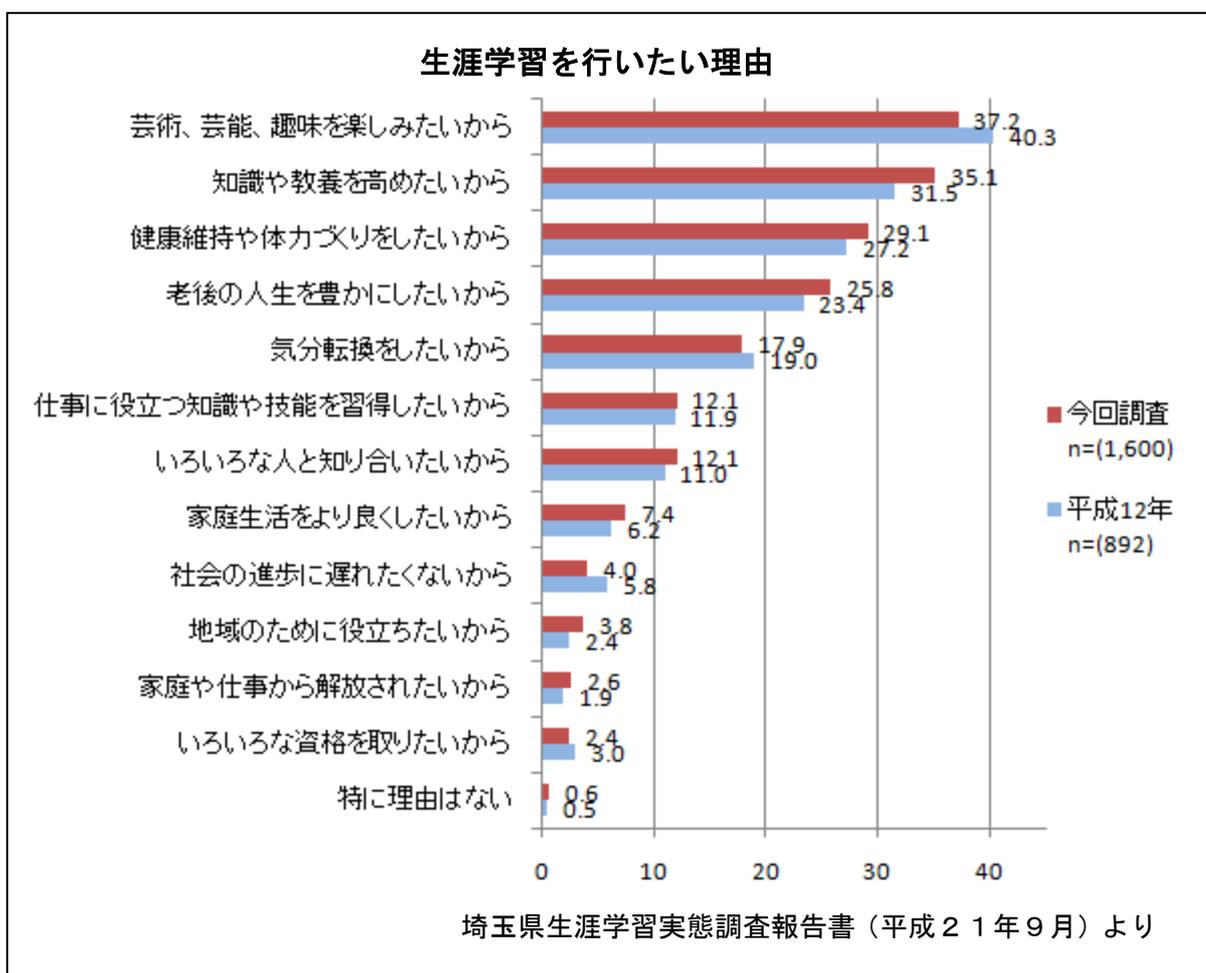


## (5) 生涯学習やスポーツについて

### ■ 生涯学習の推進

北本市では、「生涯の、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価され、ボランティア活動等で社会に還元できるような生涯学習社会の実現を目指す」ことを市民と行政の共通認識とし、学校教育、家庭教育、社会教育など生涯を通じた幅広い学習機会と場を提供できるような体制づくりを推進しています。

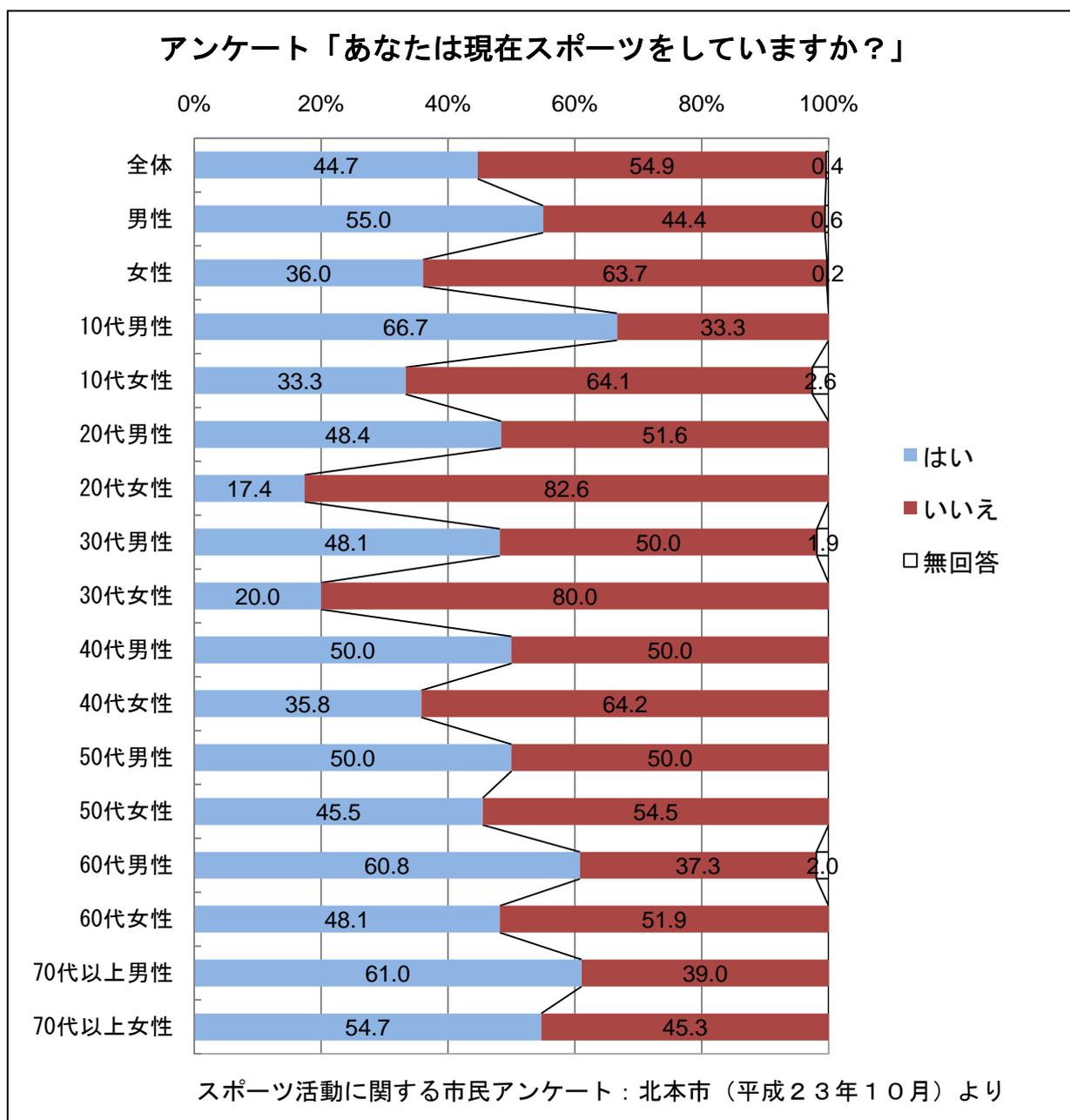
今後は、趣味的な学習とともに、環境、福祉、地域など現代的課題の学習、キャリア学習を体系的・総合的に行えるような学習プログラム等の整備が必要です。



■ スポーツ活動への支援

スポーツは、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとしていますが、「仕事が忙しい」「近くにスポーツ施設がない」という理由で、北本市におけるスポーツ実施率は50%を下回っています。特に、20～40歳代の女性の運動離れが顕著です。

市民が自らの年齢、興味、目的に応じてスポーツ活動に親しめるよう、多様化した課題やニーズに対して積極的、かつ、総合的に取り組む必要があります。



## Ⅳ 北本の教育の基本的な考え方

### 1 基本理念

教育基本法において、教育は「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」（第1条）と示されています。

これからの社会において、北本の子どもたちが自立し、また、自らを律しつつ、他者との関係を深めながら人生を切り拓き、幸福な生涯を実現するとともに、北本市の将来を担い、わが国の持続的な発展を支えていく力をはぐくむために、教育は重要な使命を担っています。

この使命を果たすため、北本市教育振興基本計画では、本市の教育行政を進めていく上での基本的な考え方として、おおむね10年先を見通して次の基本理念を掲げます。

# 共に学び 未来を拓く 北本の教育

#### 【計画策定の趣旨】

- 中期的な視点に立って、教育に関する課題を解決するとともに、未来を積極的に切り拓いていく人間を育成する観点から策定します。
- 教育基本法に基づく、北本市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定します。
- おおむね10年先を見通した理念を設定するとともに、今後5年間に取り組む基本目標と施策の体系を示します。

## 2 基本目標

### I 確かな学力と自立する力の育成

教育の質を充実させるための土台づくりとして「教育に関する3つの達成目標」の取組を行うとともに、小学校1・2年生における30人程度の学級編制など、指導方法の工夫・改善を行うことにより、児童生徒の確かな学力の育成を図ります。

また、時代の変化や社会の変化に対応する教育を推進するとともに、進路指導・キャリア教育<sup>\*</sup>を推進することにより、児童生徒の生きる力をはぐくみ、一人ひとりの自己実現を支援します。

さらに、様々な道の専門家にふれる事業を推進することにより、児童生徒の豊かな感性をはぐくむとともに、特別な教育的支援を必要とする子どもたちに対する支援、指導体制等の整備を推進します。

### II 豊かな心と健やかな体の育成

幼児から高齢者に至るそれぞれの年代において、相手を思いやる心、感動する心など、人権を尊重する意識を育て、差別のない明るい社会づくりを目指すため、基本的な人権を尊重する教育を推進するとともに、人権啓発活動の推進を図ります。

学校においては、他人を思いやる心や公共の精神を養うため、心の教育やボランティア・福祉教育の充実を図るとともに、いじめ<sup>\*</sup>や不登校<sup>\*</sup>、暴力行為などの問題解決に積極的に取り組みます。また、児童生徒の健康の保持増進、体力向上などを行うとともに、交通安全や防災などの安全教育の推進に努めます。

### III 質の高い学校教育の推進

各小・中学校のホームページ等を利用した情報発信や学校協議会等の効果的な活用により、地域に開かれた特色ある学校づくり、信頼される学校づくりを推進するとともに、教職員研修の一層の充実、人事配置の改善、人事評価制度の活用等を行うことにより、一人ひとりの教職員の資質の向上や総合的な学校力の向上を図ります。

また、学校施設をはじめとした教育環境の整備を推進します。

さらに、幼稚園・保育園・小学校及び小・中学校の連携や小中一貫教育を推進し、子どもたちの幼児期から義務教育9年間を見通した教育活動を行います。

#### IV 家庭・地域の教育力の向上

子どもたちに基本的な生活習慣や倫理観、自制心や自立心などを身に付けさせることができる環境を整えるため、家庭教育に関する学習機会の充実とPTA活動の推進を図るとともに、地域の教育推進体制の充実を図ります。

また、親子で読書に親しむ機会を提供するなど、子どもの読書活動の推進を図ります。

さらに、地域活動室<sup>\*</sup>事業と学校応援団<sup>\*</sup>の活動の推進をとおして、地域の教育力の向上を図るとともに、学校における教育活動の充実を図ります。

#### V 生涯学習とスポーツの振興

市民が生涯を通じて学習することができ、学習した成果が適切に評価され、社会に還元されるような生涯学習による生涯学習のまちづくりの実現を推進するとともに、生涯学習の活動の拠点となる学習施設の整備・運営の充実に努めます。

また、市民がそれぞれの体力や年齢、興味・関心に応じて、主体的にスポーツ活動に取り組むことができるよう、県や関係団体等と連携して、そのための機会や情報を提供するとともに、競技スポーツの基盤づくりに努めます。

さらに、地域の長い歴史の中で独自の発展を遂げてきた北本の歴史・伝統・文化への理解を深め、次の世代に守り伝えるため、貴重な文化財の保存・活用を進めるとともに、市民への文化芸術活動の発表の場の提供や地域文化の振興をとおして、市民の文化芸術活動を推進します。

